

經濟論叢

第145卷 第1・2号

日本におけるメーカーとサプライヤーとの関係……………	浅 沼 萬 里	1
同種性と構造同源性……………	長 屋 政 勝	46
日米同盟下の両国半導体競争……………	桑 田 義 弘	73
途上国累積債務問題の先鋭化とアメリカ 多国籍銀行の蓄積行動……………	井 上 博	100
第一次大戦までの地方銀行の支店展開……………	東 憲 弘	118
シルバービジネスと老人福祉……………	八 木 正	151
イギリス中世炭鉱リースの諸特徴……………	加 藤 一 弘	169
香港經濟發展の研究序説……………	閻 和 平	188
自発的ディスクロージャーと経営者の意識性……………	櫻 田 照 雄	216
Step by Step Method ……………	吉 田 雅 明	236
解釈理論からみたケネーの政治經濟思想……………	森 岡 邦 泰	255
東京金融先物市場の開設と金融革新……………	高 英 求	275

平成2年1・2月

京 都 大 學 經 濟 學 會

自発的ディスクロージャーと経営者の意識性

——「自発的ディスクロージャー・コード」(1976年)を素材として——

櫻 田 照 雄

I はじめに

先に私は、法に強制されない自発的ディスクロージャーにおいては経営者の意識性が大きな役割を演ずるという観点から、バンカメリカ社が1976年に公表した「自発的ディスクロージャー・コード (Voluntary Disclosure Code)」(以下「コード」と記す)を素材に、「社会責任会計」に現われる経営者や企業の自発性を、主として法的側面から分析した¹⁾。また、前稿で私は、「社会責任会計」をディスクロージャー制度の側面から検討して、それが既存のディスクロージャー制度だけでなく、法のもつ一般的諸機能や行政当局が有する公共性や当局に対する信頼性をも利用することによって、企業批判を回避する経営手段となる論理を明らかにした。その際、私は、「コード」の自発性——法に強制されない会計情報をもディスクローズするという意味で——を根拠づけている経営者の意識性を一方的に前提したうえで、「企業の社会的責任」が、どのようにして会計ディスクロージャーに表現されるか、ということに課題を限定した。したがって、そもそもなぜ、企業ないし経営者が法に強制されず、自発的に会計情報をディスクローズするのか、ということ私は論じていない。そこでこの点を解明することが次の課題となるのであるが、それには後に述べるように、経済的諸条件だけでなく、既存の法制度や会計実践・会計理論など

1) 櫻田照雄「BankAmerica の自発的ディスクロージャー・コード」『経済論叢』144巻5・6号，1989年11・12月号。

のイデオロギー的諸条件をも対象にしたうえで、その時々を経営者の意識や意志の総体のみならず、さらに、経営者の意識や意志がどのように会計ディスクロージャーに表現されるのか、をも明らかにしなければならない²⁾。とはいえ、現在の私は、このことを果たす余裕をもっていない。そこで私は、「社会責任会計」における会計ディスクロージャーを検討するにあたり、「コード」に対象を限定し、その分析に必要な限りにおいて、経営者の意識性を考察する。さらに、「社会責任会計」における会計ディスクロージャーの根拠に関する従来の見解を検討し、「社会責任会計」において経営者の意識性を分析することの意義を明らかにしようと思う。というのは、経済的諸条件の分析を欠く従来の見解では、ディスクロージャーの根拠は、経営者の「自覚」から説明されるに過ぎず、ここでは「社会責任会計」という会計現象は、単に偶然性の産物としてしか説明できなくなってしまうからである。

II 「社会責任会計」に現われる経営者の意識性

本稿では、経営者が自発的に会計情報をディスクローズするのはなぜか、ということ考察する。その理由はこうである。「社会責任会計」においては、多かれ少なかれ既存の会計理論に規定されつつも、経営者の判断が、ディスクローズすべき会計情報を決定するので、経営者の意識性を分析することが不可欠の課題とならざるを得ないからであり、また、経営者の自発性に注目して、「社会責任会計」における会計ディスクロージャーを分析すれば、「社会責任会計」の特徴が抽出されるだけでなく、ディスクロージャー制度一般に対しても豊かな表象が得られると思われるからである。とはいえ、「社会責任会計」

2) レーニン『人民の友』とはなにかで、「彼ら（マルクス・エンゲルスを指す——引用者）の基本思想は、社会関係は物質的關係とイデオロギー的關係に分けられる、ということにあった。この後者は前者の上部構造に過ぎず、そして、前者は自己の生存の維持を目指す人間の活動の（結果）形態として、人間の意志や意識とは別個に形成される。……政治的＝法律的諸形態の説明は、『物質的な生活関係』の中に求めなければならない」と述べている（レーニン全集1巻、大月書店、145ページ）。私は、レーニンのこの指摘にしたがって、イデオロギーという側面から従来の上部構造説を検討して、より豊富にしたいと思っている。

における経営者の意識性を分析するには、さしあたってそれに必要な構成要素が取り出されなければならない。そこで、以下では従来の会計学上の到達点をてがかりにして、このことを果たそうと思う。経営者の意識、すなわち資本家の意識については、従来から経営経済学や批判的会計学を中心に論じられてきたが、以下では神田忠雄氏の見解を検討することにした³⁾。

神田氏は、『資本論』での「簿記の機能」に依拠して、簿記を、「資本家による資本運動の合理的管理のための観念的総括」として捉えられている⁴⁾。さらに氏は、会計実践が企業資本の運動の企業資本家自身による反映・描写実践であり、会計の基本的な構造と方式とは企業資本の性格と企業資本家の意識と意欲によって根本的に規定されざるを得ないことを明らかにしておられる⁵⁾。これらを本質的なモメントとして神田氏は、資本家の意識が会計実践に及ぼす作用をこう述べておられる。

「会計が、かかる価値（会計対象たる自己増殖過程に投ぜられた価値を指す——引用者）を、そのままの姿における価値としてではなく、増殖されて回収さるべき、収益に対する原価として捕捉するのは、価値的事実自体に対してではなく、価値増殖の事実に関心するという企業資本家に本来的な意識に

3) なお、「経営者」が「資本家」の現象形態であることは、浅野敏『個別資本理論の研究』1973年を参照のこと。浅野は、カテゴリーとしての「経営者」は、利子生み資本の成立による「機能としての資本」の「所有としての資本」からの分離に基づいて、労働過程における一般的機能と労働者に対する支配抑圧機能との2つの機能を遂行するものとして現象することを、「資本家の端緒規定」から順次上向して明らかにしている。

4) 神田忠雄『現代資本主義と会計』1971年、181ページ。マルクスは「簿記の機能」をこう述べている。「資本は、その諸循環の中での統一体としては、過程を進行している価値としては、生産部面の中にあろうと、流通部面の2つの段階の中にあろうと、ただ観念的に計算貨幣の姿でさしあたりは商品生産者または資本家的商品生産者の頭の中に存在するだけである。この運動は、価格決定や商品価格の計算（価格計算）をも含む簿記によって、確定され調整される。こうして、生産の運動、ことにまた価値増殖の運動——ここでは諸商品は、ただ、価値の担い手として、その観念的な価値存在を計算貨幣で確定されている諸物の名として、現われるだけである——は、観念の中で象徴的な模倣を与えられる。……この機能を付属物としていた生産的な諸機能からこの機能が分離されて、ただこの機能だけを任された特別な担当者の機能として独立化されても、このようなことによってはこの機能そのものの性質は変わらないのである」（マルクス・エンゲルス全集24巻、大月書店、163～164ページ）。

5) 神田、前掲書、34ページ。

基づくものである」⁶⁾。

神田氏の指摘からは、会計学が対象とする会計実践それ自体が、資本家の意識を通過し、この資本家の意識によって経済現象が屈折して会計に表現されるを得ない、ということが判る⁷⁾。つまり、経済的根拠が資本家の意識と会計イデオログの意識とによって、二重に屈折して会計理論に反映するのであるから、経験の蒸留と言われる会計理論は、実は、これらに媒介されて存立していることになる⁸⁾。したがって、会計実践を分析するためには、少なくとも、経済的実体・資本家の意識・会計イデオログの意識を、それぞれ確定したうえで、それらの相互関係が明らかにされなければならないことになる。

このように会計は重層的に成立しているのであるから、経済的根拠から直接に会計現象を説明することはできないし、会計理論を虚偽意識として一面的に理解して、会計現象をもっぱらイデオロギー的機能の側面から解明することは、方法論的にみて不充分と言わなければならない。というのは、会計理論を虚偽意識に解消すれば、虚偽意識である会計理論が、なぜ会計実践を導く実践的規範として存立しつづけるのかという問いに対して、十分な回答を与えることはできないであろうし、会計現象をイデオロギー的機能の側面からのみ分析すれば、先に述べた経済的根拠と資本家の意識との相互作用の中で会計実践が形成され、この会計実践を対象に、会計理論が、会計実践の指針となる資本家の実践的規範として生み出されるという、一連の過程が把握されないからである。また、具体的事実の具体的分析を通じて、会計のイデオロギー的機能形態に関する認識を如何ように深めようとも、そこで明らかにされるのは資本主義的形態規定を受けた会計イデオロギーのあれこれの形態でしかなく、会計の発生・

6) 神田, 前掲書, 181ページ。

7) ここでの「屈折」ということについて、例えば、マルクスはエンゲルスへの書簡の中でこう述べている。「商人たちの計算方法は、もちろん、部分的には、経済学者たちのそれよりもっとはなはだしい幻想に基づいている。だが、他面では、実際のな幻想によって経済学者たちの理論的な幻想を訂正する」(マルクス・エンゲルス全集29巻, 大月書店, 234ページ)。

8) 自由競争段階から独占段階への移行に伴う経済法則の変容(平均利潤法則の失効)、競争条件の根本的变化、会計に新たに付け加わる諸機能(「経営管理」職能や「財務会計」的職能)、資本家の意識、これらが会計理論にどのように位置づけられるかについては、今後の課題としたい。

存立のメカニズムが、明らかにされるわけでもないからである。以上のことから、先に列挙した諸モメントは、会計実践や会計理論の発生的過程の中で考察されなければならないことがわかる。

また、経済的根拠が二重に屈折して会計理論に反映するということは、会計現象を解明するうえで経済的根拠を分析する意義をいささかも否定するものではない。およそ、階級的イデオロギーは、イデオログが観念的素材を解釈することによって生み出されるのであるが、この観念的素材を生み出すのは、現実の経済的土台に他ならないからである。それゆえ、経営者の意識性を分析するには、さしあたって経済的な根拠が分析されなければならない。しかもこの経済的根拠を分析するうえで、媒介させねばならないものがある。競争がそれである。すなわち、資本家の意識や意志が特別剰余価値の追求という資本の価値増殖運動に、究極において規定されるのは神田氏の述べられるとおりである。だが、この運動が、直接に、資本家の意識に反映するのではない。資本家の意識を直接に規定するのは、現実の諸資本間の競争だからである。マルクスはこう述べている。

「彼（資本の人格化としての資本家を指す——引用者）は貨幣蓄蔵者と同様に絶対的な致富欲をもっている。だが、貨幣蓄蔵者の場合に個人的な熱中として現われるものは、資本家の場合には社会的機構の作用なのであって、この機構の中では彼は一つの動輪でしかないのである。そのうえに、資本主義的生産の発展は一つの産業企業に投ぜられる資本がますます大きくなることを必然的にし、そして、競争は各個の資本家に資本主義的生産様式の内在的な諸法則を外的な強制法則として押しつける。競争は資本家に自分の資本を維持するために絶えずそれを拡大することを強制するのであり、また彼はただ累進的な蓄積によってのみそれを拡大することができるのである」⁹⁾。

このように現実の諸資本間の競争が、資本家の意識を直接に規定する以上、現実の経済的諸条件の分析なくして会計現象を法則的に捉えることはできない

9) マルクス・エンゲルス全集23巻b, 大月書店, 771~772ページ。

し、そこでの資本家の意識性を分析するには、競争の諸規定を媒介させなければならぬのである。しかも、会計は重層的に構成されているのであるから、会計現象を法則的に捉えるには、先に上げた諸モメントを発生的過程の中で考察しなければならない。しかし、ここでそのすべてを明らかにすることはできないので、以下ではパンカメロカの競争条件を踏まえた経済的根拠の分析に限定して、「コード」が消費者運動に対応すべく、消費者の意識に働き掛けて、彼らを自行の経営戦略に組み込もうとして策定されたことを明らかにしたいと思う。

III 「コード」を規定した経済的根拠

(1) パンカメロカの経営戦略としての「コード」

1960年代も半ばを過ぎると、アメリカの主力商業銀行は欧州を中心に多国籍銀行化する。アメリカ政府が、多国籍企業の世界的展開を保証するためにドル価値の安定を図ろうとして、ドル防衛策を強化し、その結果、ユーロ市場が米商業銀行の新たな競争場裡となったためである。主力米銀にとっては、多国籍企業の本格的展開に対応して、貿易金融、設備投資のための中・長期信用、配当・利子などの国際的資金移動、国際的な資金管理、プロジェクトファイナンスなどのコンサルティング業務といった多国籍企業のニーズに応えるべく、多国籍銀行としての内容を整えることが死活の課題となる。藤井保紀は、この基本的要因に加え、多国籍銀行化の動因を以下の4点に要約している。すなわち、①海外に展開した多国籍企業との取引関係の維持、②多国籍企業化した企業の業務に対応した銀行拠点網の充実、③企業にとって資金効率を高めたいという要求と、銀行にとっての多国籍企業の資金を独占したいという要求、④国内業務に依存しては、もはや銀行の成長は望めないという判断、である¹⁰⁾。

1931年にロンドン支店を開設したパンカメロカは、1969年末には96の海外支店を有していた。さらに70年代に入ると、マーチャント業務を中心に業務を拡

10) 藤井保紀「米銀の国際業務の発展と競争力」、日本長期信用銀行『調査月報』153号、1977年。

大し、1976年にはユーロ市場でのシンジケートローンの主幹事実績において、バンカメロカは、37億7,400万ドルと47億7,400万ドルのシティコープに次いで、第二の地位を占めるに至る¹¹⁾。

バンカメロカの海外業務展開の第二の柱は、「バンカメロカカード」(VISAカードの前身)を軸にした欧州での消費者金融への進出である。これは、「所得水準が上昇している今日、消費者金融の世界市場が最も有望な成長部門である」という認識と軌を一にしている¹²⁾。バンカメロカは、自らが強力なリーダーとなってコンソーシアム銀行を設立し、これを通じて消費者金融部門の強化を図った。このような海外での業務展開の結果を示すのが、〔表1〕である。

表1 バンカメロカの商工業貸付・消費者貸付(1971~1976年) 単位、100万ドル

	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
商工業貸付						
国内向け	8,495	9,402	11,869	14,642	14,675	12,583
海外向け	6,170	7,746	9,654	12,819	16,752	19,799
合計	14,665	17,148	21,523	27,461	31,426	32,382
貸倒比率%						
国内向け	0.31	0.18	0.33	0.23	1.21	0.90
海外向け	0.14	0.14	0.22	0.27	0.49	0.55
消費者貸付						
国内向け	1,315	1,471	1,559	1,904	2,266	2,391
海外向け	313	452	583	1,187	1,976	2,167
合計	1,628	1,923	2,142	3,091	4,242	4,558
貸倒比率%						
国内向け	0.68	0.61	0.71	0.74	0.97	1.88
海外向け	0.93	0.55	0.90	1.14	0.91	1.06

各年度 BankAmerica, *Annual Report* より作成。

11) 松井和夫氏は、テレル=マーチンの以下の議論を紹介している。彼らは借手が主幹事銀行を選挙する基準として、①銀行とある国の政府や会社の繋がり、②銀行の専門的な業務能力について借手の評価、資金調達面での銀行の過去の実績、③価格(金利)やその他の融資条件での優位を挙げている。このようにユーロ市場で主幹事銀行となることは、銀行の総体的力量を示す指標の一つとなる(松井和夫「米系多国籍企業と多国籍銀行の関係について(3)」『証券経済』144号、1983年6月、63~66ページ)。

ここからは、貸倒リスクの低い海外向け商工業貸付の安定性と成長性（5年間で3.2倍化）と共に、5年間で7倍化するという海外消費者向け貸付の急成長が看取される。

以上のような欧州を中心とした国際的な業務拡大と消費者金融分野が、当時の銀行間競争の焦点であった。この国際的業務展開を支えたのは、バンカメリカの国内での経済的基盤である。ここで、米商業銀行には州際業務禁止規定があるため、バンカメリカの国内的基盤はカリフォルニア経済との関係から論じられねばならない。

「コード」の公表に先立つ1975年6月末の時点で、カリフォルニアには194の商業銀行と3,531の店舗があった。このうち1,057店はバンク・オブ・アメリカの支店である。つまり、州内商業銀行のほぼ3店に1店がバンク・オブ・アメリカなのである。支店設置が自由に認められているカリフォルニアでは、上位5行が総預金高の76%を占め、州内第1位のバンク・オブ・アメリカは、少なくとも州全体の預金総額の30%を超えるシェアを誇っていた。州内地行を圧倒するこの地位こそ、「カリフォルニアでの商業銀行業務こそが、バンカメリカの国内的・国際的拡張の中核である」とクローセンが豪語するように、バンカメリカの収益源泉となっているのである¹³⁾。

この時期、ニューヨークの市中銀行は、フランクリン・ナショナル銀行の倒産や不動産貸付における貸倒損失の増嵩に悩み、ニューヨーク経済もニューヨーク市の財政危機に象徴されるように、不振をかこっていた。このニューヨークとは対照的にカリフォルニアでは、1960年代の後半から、航空・宇宙産業をはじめとして、ハイテク産業、石油関連産業、サービス産業が発展し、このことによって比較的所得階層の高い熟練労働者の流入が相次いだ。また、人口増加率も1965年から75年の10年間に16.5%の伸びを示し、全米平均の10.7%を上回った。こうした経営環境の下で、州内商業銀行の総預金高も同時期に年率

12) シティコープ1973年度年次報告書。

13) バンカメリカ1974年度年次報告書。

10.7%という急成長を遂げている。この州経済の継続的發展が、後に述べるように、バンカメロカが積極的貸付拡張政策を採用する根拠となるのである。

次に、バンカメロカの側から州経済の發展を顧みると、負債総額の64%、預金総額の60%を占める州内の預金こそが、バンカメロカを支えていることが判る。他方、17万5,000人の株主が提供する資本は、普通株にして6,940万株（2億1,700万ドル）で負債総額に対する比率は0.3%に過ぎない¹⁴⁾。従って、この安定した預金の確保が、国際的な業務展開からも必須の経済的条件となる。この点にこそ、公衆を対象に「コード」を公表し、この経済的条件をくみしだこうとするバンカメロカの能動性が現われる根拠がある。

さらに、アメリカの銀行資本総体の見地からすれば、州際業務の禁止規定や大口融資規制が存在する下で、企業の膨大な資金需要に即応するためには、ニューヨーク市中銀行を中心とするコルレス銀行網の整備・充実と、ニューヨーク市中銀行とシカゴやカリフォルニアに拠点を置く有力商業銀行との協調融資体制が不可欠である。また、何らかの事情でニューヨーク市中銀行が打撃を受けた場合に、その補完的役割を發揮しうる銀行の存在は、アメリカの銀行資本総体にとっても不可欠の条件である。この点からも、バンカメロカはカリフォルニア州内での安定的な資金の調達・運用を努め、収益を確保しなければならぬ。これらの条件が付け加わって「コード」の策定の根拠はいっそう具体的になるのである。

(2) カリフォルニアの消費者運動と「コード」

以上の叙述は、主に貸借対照表の貸方項目について検討したものである。以下では、借方項目から検討しよう。

借方の主要項目であり、銀行の主要業務でもある貸付金は、銀行と企業との関連が明らかにされていないため、詳細な内容を伺い知ることはできない。如何にバンカメロカと言えども、大口融資先など貸付金の詳細な内容については、公表しないのである。だが、銀行と企業との取引関係は、「コード」の有無に

14) バンカメロカ1975年度年次報告書。

係わりなく形成されるのであるから、「コード」が対象とし、その力を発揮できるのは、消費者向け貸付として借方に現われる消費者である。

銀行からすれば、消費者への貸付は貸倒リスクが高く、高コストであるとはいえ、より大きな利鞘が望めるという点で最も収益性の高い業務である。しかもアメリカでは、個人でも支払決済は個人の当座勘定である要求払勘定で決済するのであるから、消費者は単に株主と銀行という関係ではなく、日常的な取引関係を取り結ぶことになる。日常的な取引関係を消費者と結ぶという点に、バンカメликаが、「コード」で消費者を利害関係者に含め、公衆に対する会計責任を認める経済的根拠が求められるのである。

カリフォルニアで安定的な預金を確保することが、バンカメリカの国際的な業務展開の上からも必須の条件となる。また〔表2〕から伺い知れるように、カリフォルニア州内に資金源泉を依存した州内他行との競争が、バンカメリカを待ち受けているのである。海外だけでなく、カリフォルニアにおける他行との競争に打ち勝つことが、バンカメリカにとっての必須の条件になっているのであるから、消費者に対する戦略が課題とされるのである。

しかし、以上に述べた経済的根拠から「コード」を説明しても不十分である。というのは、「コード」が、バンカメリカの経営陣が期待するように機能するためには、「コード」の積極性をある程度理解し、受容し、行動する主体を前提しなければならないからである。そこで、消費者運動が現実的意味をもつ事例として、直接にバンカメリカに係わる消費者運動である「サンフランシスコ消費者行動 (San Francisco Consumer Action: SFCA)」という消費者団体の事例を紹介しておこう。

SFCAは、「銀行の手数料は、顧客の金融知識の乏しいところに付け込んだ不公正なものが多く、実際にかかったコストを消費者に公開すべきだ」と主

15) 1976年におけるバンカメリカの消費者向け貸付の平均利率は、11.76%であり、消費者向け貯蓄預金と定期預金の利率は、それぞれ4.98%、6.25%である。他方、不動産貸付を除いたその他の貸付利率は7.82%で、貯蓄と定期預金の平均利率は6.05%となっている。なお、消費者向け貸付が相対的に大きな利ザヤを稼げる分野であることは、70年代に一貫した傾向である。

表2 カリフォルニア地区の商業銀行の業績指標 (預金高10億ドル超)

銀行の年間業績														
行名及び全米順位		預金総額	前年	定期	要求	海外	国内	総資産	貸出金総額	前年	貸倒損	当期純利益	前年度	
		(百万ドル)	比%	預金	払	%	%	(百万ドル)	(百万ドル)	比%	率	(百万ドル)	変化率	
BankAmerica														
74年	1	50,663	22	73	27	38	62	60,376	31,293	26	97	257	17	
75年	1	56,545	12	74	26	41	59	66,763	33,385	7	65	302	18	
76年	1	60,750	7	75	25	41	59	73,917	36,458	9	-16	335.6	11	
Westren Bancorp														
74年	10	15,119	6	63	37	13	87	18,727	10,638	3	41	85	11	
75年	9	15,119	0	62	38	11	89	18,713	10,281	-3	35	78	-8	
76年	10	16,378	8	62	38	11	89	19,672	10,943	6	7	90.1	16	
Security Pacific														
74年	11	12,960	14	71	29	21	79	15,487	9,169	17	96	56	-7	
75年	11	12,199	-6	67	33	15	85	14,874	8,610	-6	68	65	17	
76年	11	13,487	11	67	33	22	78	16,401	9,662	12	-2	76.3	17	
Wells Fargo														
74年	14	9,740	8	72	28	14	86	12,675	7,828	12	95	50	14	
75年	13	9,824	1	70	30	8	92	12,362	7,620	-3	135	56	12	
76年	12	10,447	6	72	28	7	93	12,969	8,459	11	-8	63.5	13	

Crocker National

74年	15	8,608	7	69	31	14	86	10,290	6,318	25	223	25	-22
75年	15	8,845	3	67	33	12	88	10,449	6,137	-3	38	40	60
76年	14	9,067	3	68	32	11	89	10,711	6,892	9	6	45.4	14

Union Bancorp

74年	28	3,141	-13	59	41	3	97	4,084	2,278	-16	125	18	-18
75年	29	3,265	4	58	42	5	95	4,025	2,019	-11	-5	12	-32
76年	32	3,490	7	57	43	7	93	4,226	1,918	-5	-9	14.9	21

Ban Cal Tri-State

74年	45	2,274	-5	60	40	12	88	3,047	1,777	3	20	7	1
75年	42	2,538	12	61	39	14	86	3,084	1,609	-10	101	3	-50
76年	51	2,539	0	59	41	11	89	2,989	1,712	6	-5	2.7	-19

Calif. First Bank of S. F.

74年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75年	59	1,808	98	64	36	8	92	2,026	1,283	85	135	5	10
76年	67	1,955	8	66	34	11	89	2,215	1,475	15	30	10.8	69

Lloyds Bank C. A.

74年	105	1,065	-6	59	41	4	96	1,394	902	8	4	6	30
75年	106	1,149	8	61	39	3	97	1,303	782	-13	144	5	-23
76年	108	1,331	16	63	37	3	97	1,467	938	20	-41	4.5	-5

Business Week より作成。

張して、「銀行の実際のコストを公開させ、消費者が最高のサービスを可能な限り低い価格で提供してくれる銀行を見つけるのを助け、銀行に価格と質の競争をさせること」を目的にガイドブックを作成した。また、SFC Aは独自の調査に基づいて、1976年のバンク・オブ・アメリカの広告で「お得で低い金利 (competitive low rate)」という文言が事実と反しているとして提訴し、裁判の結果、バンク・オブ・アメリカは敗訴した。バンク・オブ・アメリカは、金利を13.26%から12.39%に引き下げると共に、その自動車ローンを借りた2,000人の人々に、金利差額相当分として1人当たり85ドル、総額にして17万5,000ドルを支払い、さらに10万ドルの罰金を徴収された¹⁶⁾。

「コード」を考察する上では、このような消費者運動が現実性をもっているということを媒介しなければならない¹⁷⁾。実際、パンカメリアの消費者向けサービスが他行と比較して、格別に有利なものではないことは、その手数料体系の調査によっても明らかなことである¹⁸⁾。

このことにも見られるように、パンカメリアは、経済的有利性で消費者を獲得しようとしているのではなく、「コード」によって消費者の意識に働きかけて、自らの経営戦略に消費者を組み込もうとしたのである。その場合、自らの権利意識に敏感な消費者は銀行にとっては限界的な顧客ではあるが、この消費者層が最も活発に行動し、他の顧客に影響を及ぼすのであるから、クローセンが言う「公衆のコンフィデンスを回復するため」には、彼らを対象に積極的に働き掛け、この層の信頼を獲得することがパンカメリアにとって必須の課題とならざるを得ない¹⁹⁾。経営戦略として「コード」が策定され、公衆への会計責任の拡大が図られねばならなかったのは、直接的にはこうした消費者運動への

16) 大林隆「欧米銀行の手数料体系と運用の実情」『金融財政事情』1978年7月10日号、41～42ページ。

17) 例えばラルフ＝ネーダーたちの運動上の特徴は、委任状勧誘を通じた株主提案権の活用や、議会に対する規制立法要求など法的権利を最大限に活用する点にある。この点については櫻田、前掲論文を参照のこと。

18) 大林、前掲論文、41～42ページ。

19) A. W. Clausen, Voluntary Disclosure: Someone has to jump into the icy water first, *FINANCIAL EXECUTIVE*, 44 (6), 1976, p. 21.

対応が求められたことにあるが、このことは同時に、先述したバンカメリカの国際的・国内的競争諸条件に規定されており、経営戦略の主要な環をなしていたのである。

IV ディスクロージャーの自発性に関する理論の批判的検討

個別企業が法による強制によらずに、会計情報を自発的にディスクローズするのは何故か。以下で私は、この課題に対する従来の理論的な到達点を批判的に検討することを通じて、資本家の意識性と社会責任会計におけるディスクロージャーの自発性との関係を、より深く理解したいと思う。したがって、いかなる情報をいかなる方法でディスクローズするのか、ということは論点とはしない。

エクィティーとアカウントビリティーという概念は、企業が経営者が会計情報をディスクローズする根拠を説明する論理として用いられてきた。例えば、若杉明氏は、「エクィティー＝アカウントビリティー関係の存在するところ、必ずディスクロージャーによるエクィティー所有者の社会的・制度的保護が要求されることとなる」と主張される²⁰⁾。若杉氏によればエクィティーとは、株主・債権者等の利害関係者が、資金や財産を提供することによって有する請求権であり、アカウントビリティーとは、企業における信託された財産の保全・運用結果を利害関係者にディスクローズしなければならないという責任を意味する。若杉氏は、企業がそうした責任を有するが故に、会計情報をディスクローズせねばならないと説いている²¹⁾。氏が述べられるように、エクィティー＝アカウントビリティー関係は、企業と「利害関係者」との債権債務関係を前提にして、企業による会計情報のディスクロージャーを根拠づけるのであるから、「コード」が対象とした消費者のように、直接に債権債務関係が認められない

20) 若杉明『企業会計の論理 改訂増補版』1985年、13ページ。氏のこの見解は「企業内容開示制度の展開」『会計』107 (3)、1975年や、「エクィティー＝アカウントビリティー概念の発展について」『会計』108 (3)、1975年ですでに述べられている。

21) 若杉、前掲書、8ページ。

「利害関係者」に対しては、アカウントビリティーを認めることができず、彼らに対するディスクロージャーを根拠づけることができなくなる。それゆえ、エクィティー＝アカウントビリティー関係を拡大し、消費者や地域住民を「利害関係者」に含め、彼らに対する会計責任を「論証」することが図られなければならない。以下に採り上げる若杉明氏や吉田寛氏、山地秀俊氏の研究は、消費者や地域住民への企業によるディスクロージャーを根拠づけようとした数少ない成果ではあるが、これらは経済的根拠の分析を欠いているばかりでなく、法的根拠においても不十分な分析にとどまっている。

若杉氏の先の定義によれば、消費者にエクィティーを認めるには「資金や財産の提供」という経済的規定と「利害関係者が有する請求権」という法的規定が与えられなければならないことになる。すなわち、消費者や地域住民を「利害関係者」に含めるには、消費者や地域住民が「資金の提供者」であることを明らかにしなければならず、さらに企業に対する消費者の法的権利が認められなければならない。というのは、エクィティー概念それ自体が、債権者保護や投資家保護を規定する法制度を前提して成立している以上、消費者にエクィティーを認めるためには消費者保護が法制度化されることが前提とならざるを得ないからである。ところが若杉氏は、こうしたことを何ら顧慮されず、エクィティー＝アカウントビリティー関係を「資金の提供」という取引関係に還元して把握されるのである。氏はこう述べておられる。消費者は、企業の生産物として消費財を購入し、対価を支払い、他方で企業は生産物を購入する者が存在しなければ、継続企業として存続しえないのであるから、消費者は企業に対する資金すなわち財務的資源の提供者として位置づけられる、と²²⁾。氏のこの理解は、「命がけの飛躍」を何ら理解しない見解であることは言うまでもない。そもそも、エクィティー＝アカウントビリティー関係が、経済的諸関係の法的表現形態である債権債務関係であり、しかも取引関係それ自体が、経済的関係

22) 若杉、前掲書、14ページ。

そのものによって内容を与えられる法的関係または意志関係である以上²³⁾、エクィティー＝アカウンタビリティ関係の拡充を論ずる若杉氏は、消費者の企業に対する経済的関係と、消費者保護法で与えられた消費者に対する法的権利との関係を、エクィティー・アカウンタビリティ関係から説明しなければならなかったのである。にも拘らず若杉氏は、消費者が企業に対して有する権利たる「消費者持分」すら明らかにされなかった。このため、結局のところ若杉氏は、エクィティー・アカウンタビリティの理論は、地域住民や消費者等に対する企業のアカウンタビリティについての社会的合意をうることが容易ではないとして、エクィティー＝アカウンタビリティ関係から消費者や地域住民に対するディスクロージャーを説明するのを放棄されるに至る²⁴⁾。

若杉氏とは対照的に、エクィティー＝アカウンタビリティ関係を専ら法的側面から捉えられるのが、吉田寛氏である。吉田氏は、企業の社会公衆に対するアカウンタビリティを検討し、何が企業にとってアカウンタブルなのかを明確にしなければならぬと問題を提起され²⁵⁾、エクィティーを「衡平性」という法学的概念から把握し、「衡平性」を確保することによって利害関係者の社会的矛盾を解消する点に会計の役割があるとされる。吉田氏の主張を概括すれば、それは大要以下のものとなる。

まず会計は利害の社会的調整の用具としての機能をもつが、会計が今日果たしている利害調整機能は、資本の立場での資本的利害関係者間での利害の調整という性質をもっている。こうした企業の私的利益の追求は、社会的矛盾を孕み、消費者運動や公害問題といった社会的緊張は、資本的利害関係の視点から

23) マルクスは『資本論』1巻2章「交換過程」の冒頭でこう述べている。「一方はただ他方の同意のもとにのみ、すなわちどちらもただ両者に共通な一つの意志行為を媒介としてのみ、自分の商品を手放すことによって、他人の商品を自分のものにするのである。それゆえ、彼らは互いに相手を私的所有者として認めあわなければならない。契約をその形態とするこの法的関係は、法律的に発展していてもいなくても、経済的關係がそこに反映している一つの意志関係である。この法的関係または意志関係の内容は、経済的關係そのものによって与えられている」(マルクス・エンゲルス全集23巻a, 大月書店、113ページ)。

24) 若杉、前掲書、41ページ。

25) 吉田寛『会計学・研究ノート』1977年、44ページ。

接近したのでは到底解決しえない。従って、社会過程としての企業活動を制御する途は、すべての社会的緊張要因の破滅的衝突を回避する方向に求められなければならない。衡平性を確保して双方的利益の実現を図ることで、破滅的衝突の回避は可能となる²⁶⁾。

氏の特徴は、「社会構造を支える制度的要因の最たるものは法規範である」という認識に基づいて²⁷⁾、既存の法制度を活用して「社会的衡平」を図ろうとする点にある。このことは、例えば「すべての利害関係者に企業の事実を知らせる義務を経営者は負担している」という現状認識や、「制度会計の大義名文」(=「経営者は企業の公器性を実現する役割を負担する」)という発想によく現われている²⁸⁾。つまり、実行可能性を絶えず表象に浮かべて「衡平性」を確保する論理を組み立てようとする点に氏の論理の特徴がある。

氏の議論には、ノウハウと企業経理内容を区別して企業秘密を論じ、既に行われた事実は企業秘密に該当しないという注目すべき論点も見出されるが²⁹⁾、上述の双方的利益を実現する原動力が明らかにされない点は、氏の欠陥であると言わなければならない。例えば、氏が例示される「株主への経営者の説明義務」ですら、わが国では1981年の商法改正によって初めて、取締役及び監査役の株主総会における説明義務として法制度化されたのであるから、先の氏の主張は、経営者に対して「公器性」の自覚を促すものでしかないことになる。もっとも、アメリカ会社法においては、「株主はその全体において、従って総会として、また個々の株主として会社の事情について説明を求めることができ、この権利は総会におけると総会外におけるとを問わず行使できるのであって、何らの制限もない」³⁰⁾が、これとても、デュー・プロセス (due process of law) に実効力を与えようとしたピープルズ・キャピタリズムの運動や、1960

26) 吉田, 前掲書, 192~196ページ。

27) 吉田, 前掲書, 81ページ。

28) 吉田, 前掲書, 152ページ。

29) 吉田, 前掲書, 152ページ。

30) 山村忠平『株主の説明請求権』1969年, 163ページ。

年代から70年代にかけての消費者運動によって形成されてきたのであるから、こうした社会運動を媒介して考察しなければディスクロージャーの拡充は、以下に述べる山地氏と同じく、経営者の「自覚」に待つほかなく、消費者や地域住民に対するアカウンタビリティの拡充は、経営者の「自覚」でしか説明できないことになるのである³¹⁾。

山地秀俊氏は、強制ディスクロージャーを前提とした上で、社会責任会計が提起した個別企業によるディスクロージャーの自発性を、直接に論じておられる。山地氏は、「企業あるいは企業の経営主体である経営者が、多くの利害関係者や一般大衆に財務諸表を用いて、何故に会計情報を公開するのか」と問題を提起される³²⁾。氏はまた、「一般大衆の支配的理念・思考を看取して、それとの対応において積極的に情報公開を行い、資金調達動機をも一部に含む、より広範な体制維持に通じる経営者動機が、想定されなければならない」と述べられる³³⁾。これを理念型として山地氏は、「投資意思決定志向型会計情報公開論」に対しては、この理論が想定した効率的な社会的資金配分が実現されなかったと批判し、「会計責任志向型会計情報公開論」に対しては、企業が積極的に会計情報を公開する必然性がないと批判し、「事実隠蔽型会計情報公開論」に対しては、マルクス主義独特のイデオロギー理解では、情報公開それ自体の意義が見出せないと批判する³⁴⁾。

だが、競争を強制法則とする個別企業がいったいどのようにして、「体制維持機能」を果たすのかを、山地氏は決して明らかにしないし、先の理念型それ自体が真理であることを積極的に論証されてはいない。そもそも、こうした課題は、当初から氏の念頭にはない。というのは、いわゆる「企業実体」概念をアプリオリに前提し、企業ないしは「経営主体」の利益追求目的が「公共の利益」をも包含するように変化したことを「論証」するのが、事実上、山地氏の

31) これらの消費者運動の意義については櫻田、前掲論文を参照のこと。

32) 山地秀俊『会計情報公開論』1983年、5ページ及び42ページ。

33) 山地、前掲書、66ページ。

34) この叙述はそれぞれ、山地、前掲書、23ページ、42ページ、54ページ、55～6ページである。

「課題」となっているからである³⁵⁾。

以上のように積極的に問題を提起された山地氏にあっても、企業の自発性それ自体が分析されている訳ではなく、一つの理念型からの演繹として、企業の自発性が説明されるに過ぎない。これでは、吉田氏と同様に、「情報公開」の拡充は「経営者の自覚」に委ねられるほかない。氏は、こう結論される。「巨大企業（あるいはその経営者）は、企業と一般大衆との間の問題に対する解消手段に、一般大衆を参加させて——その手段に情報公開がある——問題解消のための経営政策選択の支持を獲得しようとする。それに成功するような経営政策を採り続ける企業のみが生き残る」と³⁶⁾。氏の結論を「コード」と関連づけると、銀行の健全性・弾力性・即応性・安定性を「公共の利益」が絶えず要求していると、クローセンが述べるように、パンカメリアのような独占的銀行資本は、社会的な共同業務を営むが故に「公共的な存在」であり、自己の営利追求にとどまるべきではないとする、クローセンの見解を、山地氏は「理論」的に追認されているに過ぎないと言わねばなるまい。

だが、本稿ですでに明らかにしたように、およそ企業が「生き残る」のは、絶えざる競争戦に勝利するからであり、決して「情報公開」による大衆統合の故にはない。

V お わ り に

私は、本稿でおよそ企業活動を論じる限り、個々の経営者に対し強制法則として作用する競争を無視することはできないという見地から、経営者の意識性を分析する意義を強調した。その理由はこうである。競争の強制法則に促迫される個々の経営者は、「意識と意志を与えられた資本」として、他の経営者よりも優れた管理手法や組織形態や搾取技術を開発せざるを得ず、この限りでは

35) この論理はアメリカの「経済開発委員会 (Committee for Economic Development)」が、1971年に公表した『企業の社会的責任 (Social Responsibilities for Business Corporation)』の論理と同一である。なお、櫻田、前掲論文を参照のこと。

36) 山地、前掲書、74ページ。

「資本運動の合理的管理手段」たる会計実践として例外ではなく、会計実践の巧拙が個別資本間競争の手段として機能し、したがって、会計理論にあっても経営者の意識と意志が大きな役割を演じるためである。

私は、経済的根拠の分析を通じて、「コード」が、カリフォルニア経済に裏付けられた自らの経営戦略——事業の浮沈をかけた国際的な業務展開の必須の条件に対するカリフォルニア州内での安定的預金の確保と、消費者貸付の強化や積極的貸付拡張政策——に消費者を取り込むために、策定されたことを明らかにした。また、自発的ディスクロージャーを説明する論理を検討して、従来の議論が、経済的側面を全く顧みず、法的側面についても極めて曖昧なままに留まっていることを明らかにした。これによって、私が冒頭で論じた経営者の意識性を分析するための一般的方法が、如何に重要であるか、浮き彫りにされたと思う。しかし、それはまだ一般的方法に留まっており、経済的実体・資本家の意識・会計実践・会計理論の相互連関を明らかにする課題が残されている。これは今後の課題としたい。

なお、「コード」以後のバンカメリカの状況を踏まえて、新たな意義を付け加えておけば、以下のものとなる。銀行の「公共性」を前面に出した「コード」は、貸付リスクの判断に「社会的意義」を優先させる論理を提供する。この論理に依拠してバンカメリカは、モーゲージ・農業分野を中心に積極的な貸付拡大政策を採ったが、80年代に入って従来の成長分野の不振は、バンカメリカに大量の不良債権を抱え込ませることになった。バンカメリカは1985年の第二四半期に3億3,800万ドルの赤字を計上したが、その主要な要因は9億ドルを超える貸倒損失にあった。この事実に鑑みると、預金者保護を旨とする銀行ディスクロージャーにおいては、契約不履行貸付金 (outstanding loans) の細目表示や、従来より表示されていた「不動産により担保される貸付の総額表示」に留まらず、銀行が保有する担保の評価や担保価値に関するディスクロージャーの必要性を明らかにしているといえよう。